

エネルギー価格の高騰にお困りの事業者のみなさまへ

中小企業省エネ設備導入促進事業補助金

Q & A

【対象事業者について】

Q1-1 中小企業者とはどのような事業者ですか。

A1-1 中小企業基本法に規定する中小企業者及び小規模企業者を対象とします。

中小企業基本法第2条第1項より

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
製造業、その他の業種	3 億円以下	300 人以下

Q1-2 阿賀野市内に支店や営業所等の事業所がありますが、本社は市外です。対象となりますか。

A1-2 阿賀野市内に事業所が所在すれば、本社が市外でも対象となります。ただし、補助対象となる経費は阿賀野市内の事業所に設置されている設備を更新する際の経費に限ります。

Q1-3 医療法人は対象となりますか。

A1-3 対象外です。ただし、個人開業医は対象となります。

Q1-4 個人の農業者、農業法人は対象となりますか。

A1-4 対象となります。ただし、農事組合法人は対象外です。

Q1-5 補助対象経費は税込みですか。

A1-5 消費税及び地方消費税額は、補助対象経費に含みません。申請書類には、必ず税抜の金額を記載してください。

Q1-6 社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人、組合(中小企業等協同組合法に基づく組合等)は対象となりますか。

A1-6 対象外です。

Q1-7 複数の屋号を使用している個人事業主は複数回申請できますか。複数の部門や事業部等を有する法人は複数回申請できますか。

A1-7 同一事業者からの申請は1件に限ります。複数の屋号を使用している個人事業主や複数の部門等を有する法人も申請は1件に限ります。

Q1-8 同一事業を営んでいるが、法人成りしたばかりの企業は対象ですか。事業承継して1年以内の個人事業主でも申請できますか。

A1-8 法人成りや事業承継し1年が経過していなくても、同一事業を1年以上営んでいれば申請は可能です。ただし、以下の書類の提出をお願いします。

《法人成りの場合》

- ・個人事業主としての売上高及び事業内容が確認できる書類(確定申告書や売上台帳等)
- ・個人事業の開業・廃業届出書
- ・法人設立届出書又は履歴事項全部証明書
- ・法人設立後の売上高の根拠となる書類

《個人間の事業承継の場合》

- ・承継前の個人事業主としての売上高及び事業内容が確認できる書類(確定申告書や売上台帳等)
- ・個人事業の開業・廃業届出書
- ・承継後の個人事業者としての売上高の根拠となる書類

Q1-9 市内に住んでいる個人事業主です。市外の事業所の設備を更新する場合対象となりますか。

A1-9 対象外です。阿賀野市内の事業所に設置している設備を更新する費用が補助対象となります。

【補助対象設備について】

Q2-1 自宅兼事務所で使用する設備は補助対象となりますか。社員寮で使用する設備は補助対象となりますか。

A2-1 対象となりません。事業活動以外の用途でも、使用する設備や設置する事業所以外の事業所でも使用する設備は対象外です。

Q2-2 主に従業員の使用が想定されるような場所(休憩室、社員食堂、ロッカールームなど)で使用する設備は、補助対象となりますか。

A2-2 対象外です。居室における設備の更新は対象外です。

Q2-3 中古品やリース、レンタルは対象ですか。

A2-3 対象外です。

Q2-4 自社で製造する製品は対象となりますか。

A2-4 対象外です。

Q2-5 新たに工場を建設する際の設備は対象となりますか。また、既存工場内に追加する設備は対象となりますか。

A2-5 対象外です。既存の設備を省エネ設備に更新するものが対象となります。

Q2-6 故障した設備を省エネ設備に更新する場合は対象となりますか。

A2-6 対象外です。

Q2-7 今後更新するために保管しておく設備は対象となりますか。

A2-7 対象外です。令和 7 年 11 月 30 日までに設置が完了する設備が対象となります。

Q2-8 売電する事業所で発電設備を更新する場合は対象となりますか。

A2-8 対象となります。ただし、売電量が増加する設備は対象外です。

Q2-9 支払は完了していますが、申請期間内に納入ができません。

A2-9 令和 7 年 11 月 30 日までに設置が完了する設備が対象です。期間外に支出、納入した経費については対象外です。また、証明書類として、事業所名、日付、品目及び金額を明らかにした請求書・納品書・領収書 等が必要です。あらかじめ余裕を持った更新を計画してください。

Q2-10 すでに発注してある設備も対象となりますか。

A2-10 交付決定通知前に発注や契約を行っている設備は対象外です。交付決定通知後に発注・契約した設備のみ対象となります。

Q2-11 空調設備を更新したいが、高効率の設備への更新しか補助対象とならないのか。

A2-11 既存設備と比較して、エネルギー使用量の削減が見込まれる設備であれば補助対象となります。ただし、『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備に該当する設備に限ります。

Q2-12 空調設備で冷房専用機から冷暖機への更新は可能でしょうか。

A2-12 冷房専用機を更新する場合は、原則として、更新する機種も冷房専用機を選択してください。空調機以外でも、既存設備にはない機能を有する設備へ更新する場合など、同等の能力を有する設備とみなせない場合は、補助対象外です。ただし、販売停止などの理由により、同等機能を有する設備が手に入らない場合であって、エネルギー使用量の削減が見込まれる場合は、補助対象となる場合があります。なお、冷房専用機と暖房機を併用している場合においては、既存の冷房専用機及び暖房機と、導入予定の冷暖機で比較してください。

Q2-13 ・LED 照明と空調を更新する予定です。1回の申請で複数の設備・機器を申請することは可能ですか。

・市内にいくつか工場があるのですが、1回の申請で複数の工場の設備を申請することは可能ですか。

A2-13 可能です。ただし、設備等の総額が税抜き 20 万円以上である設備が対象となります。

Q2-14 使用していない設備を更新する場合は対象になりますか。

A2-14 対象外です。

Q2-15 今使っている設備よりも大きい設備を導入予定です。対象になりますか。

A2-15 対象となります。

【補助対象経費について】

Q3-1 設備の購入費以外に対象となる経費はありますか。

A3-1 設備の購入に付随する工事費や設置工事に係る人件費、機器等の運搬費が対象となります。

また、下記に該当する経費は対象外です。

- 1) 補助事業の目的に合致しないもの
- 2) **既存設備の撤去に係るもの**
- 3) 必要な経理書類を用意できないもの
- 4) 自社内部の取引によるもの
- 5) 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費
- 6) オークションによる購入(インターネットオークションを含む)
- 7) 中古品、レンタル、リースによる設備の導入費用
- 8) 建物の新築、増改築等に係る費用
- 9) 既存設備と使用用途が異なる設備の導入に係る費用
- 10) 電力工事負担金
- 11) 不動産の購入・取得費、貸借料、登記費用、修理費、車検費用
- 12) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 13) 金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
- 14) 公租公課(消費税・地方消費税は、補助対象外とします。)
- 15) 各種保証・保険料
- 16) 免許・特許等の取得・登録費
- 17) 役員報酬・直接人件費
- 18) 各種キャンセルに係る取引手数料等
- 19) 補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- 20) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

Q3-2 クレジットカードやインターネット通販で購入した場合は対象となりますか。

A3-2 クレジットカードやインターネット通販の支払明細書等により、補助対象経費の支払い実績(事業所名、支払日、品目、数量、金額)が確認できる場合は対象となります。ただし、交付決定日より前に発注・契約・支出行為を行ったものは対象外です。また、画面での確認は行いませんので、必ず印刷して提出してください。

【申請手続きについて】

Q4-1 受付期間はいつまでですか。

A4-1 令和7年3月19日(水)～令和7年8月29日(金)必着です。ただし、予算額に達した場合は、受付期限前であっても受付を終了します。この場合、申請を受け付けたものから先着順で採択します。

Q4-2 申請書の様式はどこにありますか。

A4-2 当市のホームページにあります。

申請書のダウンロードは
こちらから



Q4-3 申請してから採択まではどれくらいの時間がかかりますか。

A4-3 申請を受け付けたものから随時審査を行い、採択(交付決定)または不採択の結果を通知します。(申請から概ね2週間程度を要します。審査件数や書類の不備等によっては、さらに時間を要することもありますのでご了承ください。)

Q4-4 補助金が交付されるのはいつですか。

A4-4 設備の導入・設置後に実績報告をしていただき、実施した事業内容の審査と経費内容の確認等により、交付すべき補助金の額を確定したのちに精算払いとなります。(実績報告から入金まで概ね1か月程度を要します。審査件数や書類の不備等によっては、さらに時間を要することもありますのでご了承ください。)

Q4-5 導入する設備や補助対象経費が変更となった場合届出は必要ですか。

A4-5 下記に該当する場合は、変更申請書(様式第5号)を提出してください。

ア 補助対象設備の変更

イ 補助金交付申請額の変更

ウ 補助金交付申請額の増減を伴わない経費で、総事業費の2割を超える額の配分の変更

エ 補助事業の中止

また、予算に限りがあるため、補助金交付申請額の増額申請は受け付けられない場合がありますのでご了承ください。

Q4-6 どこに提出すればいいですか。メールや郵送での提出は可能ですか。

A4-6 市役所3階商工観光課窓口に出してください。メールや郵送での提出も可能です。ただし、受付期間は令和7年8月29日必着ですので、余裕をもってご提出ください。なお、支所では受付をしておりませんのでご注意ください。

送信先メールアドレス:syokokanko@city.agano.niigata.jp

書類送付先:〒959-2092 阿賀野市岡山町10番15号

阿賀野市役所 商工観光課 あて

Q4-7 納品及び支払いの完了が確認できる書類を廃棄してしまったがどうすればいいですか。

A4-7 支払いの完了が確認できる書類がない場合は、補助対象となりません。納品及び支払いが確認できる書類とは、事業所名、日付、品目、数量、金額が記載されているものが対象となります。宛名がないレシートは不可ですのでご注意ください。

Q4-8 実施期間が変更となった場合は届出が必要ですか。

A4-8 届け出は不要です。ただし、令和 7 年 11 月 30 日までに設置する設備が対象ですので、事業完了予定日が 12 月以降となる場合は、変更申請書(様式第5号)を提出し、中止の申請を行ってください。

Q4-9 変更申請を提出した場合、いつ変更した内容に着手していいでしょうか。

A4-9 変更承認申請を提出した場合における変更した事業内容への着手時期については、変更決定通知書の通知日以降となります。変更決定通知前に、発注や契約を行った場合は補助対象外となります。

Q4-10 設備納入業者の都合により、導入を予定していた設備の納入が遅れ、令和 7 年 11 月 30 日までに設置及び支払いが完了できない場合はどうすればいいですか。

A4-10 令和 7 年 11 月 30 日までに設置及び支払いが完了している事業が対象となります。余裕を持った事業計画としてください。

Q4-11 通常取引と一緒に見積書の用意や支払いを行っても大丈夫ですか。

A4-11 通常取引とは明確に分けて取り扱ってください。補助対象となる経費を確認するために、見積書や請求書、領収書等は通常取引と明確に分けてください。

【その他】

Q5-1 国や県の補助金との併用は可能ですか。

A5-1 同一の設備について国や県、地方公共団体等が助成するほかの制度との併用はできません。